

入門篇 第2回 (6月)



の
す
ゝ
め

電
子
申
請

介
護
流



「やってもみないで、
ことの成否を疑うな」

- ・ 日程：6月26日（水）15：00～
- ・ 方法：会場・オンラインセミナー

進行の紹介

藤井 寿和（ふじい ひさかず）

- ・ 経営者、
- ・ マガジン編集長、
- ・ 映画プロモーター、
- ・ レクリエーション介護士 他



講師の紹介



高瀬 誠（たかせ まこと）

- ・ 経営者
- ・ コンサルタント
- ・ ソーシャルワーカー
- ・ ホームヘルパー

会場の紹介



セミナーの構成

本日のレジュメ

- オープニング
- 電子申請のステップ 2「登記簿データの取得」を解説
- 先行自治体「神戸市」より最前線の取り組みを紹介
- エンディング

セミナーの特徴

本日の見どころ

- **事業所・自治体の目線で分かりやすく！**
- **複雑な手続きを3つのステップに分けて解説。**
- **事業所と自治体のいずれにとっても、学び・体験できて、
共有できる環境（公民連携の取り組み）**

前回の振り返り（１）



使用するシステムや仕組みにはクセがあるものため、
それぞれ入力するコツやNGなどが分かっていると◎

前回の振り返り（２）

電子申請の手続きの工程を分けると、それぞれの目的や役割は、次のような３ステップです。

手続きの工程は３ステップ

ステップ1 :GビズIDの取得



デジタル庁
「GビズID」

ステップ2 :登記簿データの取得



民事法務協会
「登記情報提供サービス」

ステップ3:事業所情報 の入力や変更など



厚生労働省
「電子申請届出システム」

1-1.GビズIDの概要

「GビズID」は個人や法人を管理する認証システムで、様々な行政サービスにログインできるサービスです。

ステップ1 :GビズIDの取得



「GビズID」サイトにアクセスして、法人の「GビズID」の申請や認証などを行います。

- ・手続きの難易度: ★★(ややむず)
- ・かかる時間の目安: 1週間 + 45分程度
- ・かかる費用の目安: 切手代
- ・必要なもの: メールアドレス、パソコン、スマートフォン、郵便用封筒・切手
- ・アクセス先: デジタル庁「GビズID」サイト

<https://gbiz-id.go.jp/>

※手続きにあたっての諸注意もあり

1-2.GビズIDの内容・方法

GビズIDには、複数のアカウント種別と申請方法がありますが、ズバリ！「GビズIDプライム」と「書類郵送申請」を選びましょう。

アカウント種別

アカウント種別

- ・GビズIDプライム
- ・GビズIDメンバー
- ・GビズIDエントリー

申請方法

申請方法

- ・書類郵送申請
- ・オンライン申請

1-3.NGポイント

法人・事業所ごとにGビズIDを取るところで、スタッフ個人のメールアドレスやスマホ番号を設定すると、情報漏洩の元になる。

GビズIDの展開（法人・事業所）

〈2店舗以上の複数事業所〉
・GビズIDのプライムとメンバー

〈1店舗の単独事業所〉
・GビズIDのプライムのみ



法人・事業所ごとにGビズIDの設定

GビズIDプライム
：代表者(本社)

GビズIDメンバー
：事業所(支店)

・会社のメールアドレスとパスワード、スマートフォンで設定
個人のメールアドレスやスマートフォンを設定してしまうと、
情報漏洩のリスクになる。

本社で管理

1-4. 解決ポイント

そのため組織全体で、GビズIDの管理表を作成して、代表者（本社）と事業所（支店）ごとの情報を管理していきましょう。

GビズIDの管理表

GビズIDのプライムとメンバー 管理表

分類	GビズIDプライム：代表者（本社）				GビズIDメンバー：事業所（支店）			
項目	ID（メールアドレス）	パスワード	電話番号（確認用スマートフォン）	その他の備考	ID（メールアドレス）	パスワード	電話番号（確認用スマートフォン）	その他の備考
備考	会社代表のメールアドレス	（半角英数字等で8文字以上）	会社代表の電話番号	（補足やメモなど）	事業所ごとのメールアドレス	（半角英数字等で8文字以上）	事業所ごとの電話番号	（補足やメモなど）
事業所No1								
事業所No2								
事業所No3								
事業所No4								
事業所No5								
事業所No6								
事業所No7								
事業所No8								
事業所No9								
事業所No10								
	この部分は代表者（本社）のみの扱いに注意				この部分は事業所（支店）ごとに分けた扱いに展開			

今回はステップ2の解説

これを踏まえて、「ステップ2：登記簿データの取得」について、要点やチェックポイントから解説していきましょう。

次のステップは

電子化の波が荒れる

登記簿データ

オートマvsマニュアル!?

法務局

制度改正や情報開示は要チェック✓

ステップ 2 : 登記簿データの取得

ここからはステップ 2 : 登記簿データの取得にフォーカスして、その内容や手続きを解説していきます。

2-0. 登記簿データの前段

2-1. 登記簿データの概要

2-2. 登記簿データの内容・方法

2-3. NGポイント

2-4. 解決ポイント

2-5. 具体的な操作手順①②③

2-6. ステップ 2 のまとめ

2-0.登記簿データの前段

登記簿に関わる制度やシステムは、電子化に移行中になり、現時点では暫定版を利用することになる。（紙でスキップも可能）

登記簿に係る制度やシステム

△旧来版△

法務局(窓口)

- ・登記簿の申請や変更
- ・登記簿の請求や発行

☆本来版☆

法務省(オンライン)

- ・登記簿の申請や変更
- ・登記簿の請求(※郵便)
- ・(現在も改正中)

★暫定版★

外郭団体(オンライン)

- ・登記簿の確認(※ネット)

紙文書から電子化へ移行中

- ・現時点では、登記簿データをネットで見るとは暫定版を利用
- ・近い将来は、法務省のオンラインで完結する本来版を利用
- ・当面の制度やシステムが移行するまで、紙でスキップも可能

2-1.登記簿データの概要

「登記情報提供サービス」は、登記簿データをインターネットを通じてパソコン等の画面上で確認・照会できるサービスです。

ステップ2 : 登記簿データの取得



「登記情報提供サービス」サイトにアクセスして、「法人利用の申込」や「登記簿データの確認・照会」を行う。

- ・手続きの難易度: ★★(ややむず)
- ・かかる時間の目安: 1ヶ月 + 35分程度
- ・かかる費用の目安: 約1,070円 + 切手代
- ・必要なもの: パソコン、郵便用封筒・切手、法人利用申込書、口座振替依頼書、法人の登記事項証明書、法人の実印と印鑑証明書
- ・アクセス先: 民事法務協会「登記情報提供サービス」サイト

※登記情報の変更にあたっては、法務局の窓口や法務省のシステムで対応が必要
→「登記情報提供サービス」では、**登記簿データをネットで確認や照会**まで

2-2.登記簿データの内容・方法（1）

介護事業所に関する法務は、近年でも何度か改正されているため、今回の電子申請に合わせて、チェックしておくことをおすすめします。

本社/支店の登記簿集約

2022年の改正により

- ・会社の支店(従たる事務所)の所在地において、登記申請を行う**必要はなし〔廃止〕**
- ・本店(主たる事務所)の所在地における、本店と各支店の事務所の設置、移転又は廃止の登記申請は**引き続き必要**！

本店の所在地で
の登記に集約

支店の所在地で
の登記は廃止

商業登記規則等の一部を改正（令和4年）

介護保険に関する事業内容

2018年の改正により

- ・介護保険法に基づく、各種サービスの定款への事業名の記載が**必要になる**
→具体的には、定款の事業名に次のような記載が必要になる

「介護保険法に基づく…」

- …居宅サービス事業
- …地域密着型サービス事業
- …居宅介護支援事業
- …施設サービス事業など、他にもあり

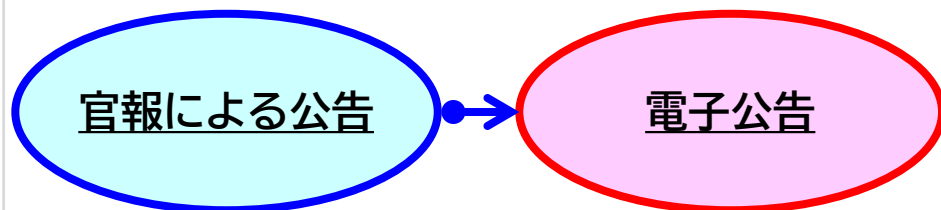
介護保険法施行規則等の一部を改正（平成30年）

2-2.登記簿データの内容・方法（2）

介護事業所に関連した情報開示は、電子掲示へ変わっていき、
今後は「重要事項」や「財務状況」も追加されていきます。

法人登記の公告

2005年の改正により
・官報による公告方法に加えて、
ネットを利用する公告方法[電子公告]が
可能になる



電子公告制度のための商法等の一部を改正（平成17年）

介護事業所の公表制度

2024年～25年の改正により
・介護事業所の「重要事項」は書面掲示から
電子掲示へ変わっていき、今後は「財務状
況」の報告も義務化される

介護事業所なら
・「運営規定等の重要事項」を電子掲示
・「事業所ごとの財務状況」も都道府県
知事へ報告

介護保険法施行規則の一部を改正（令和6年）

2-2.登記簿データの内容・方法（3）

専用サイトに入って、登記簿データを取得していく流れになりますが、この工程は「GビズIDの取得」とよく似たパターンの繰り返し。

ステップ1：GビズIDの取得

GビズIDのサイトで

- ・法人利用の申込(郵送)
- ・ID・パスワードでログイン
- ・利用メンバーの登録



本社(代表者)と支社(事業所)が
GビズIDを利用できる

ステップ2：登記簿データの取得

登記簿データのサイトで

- ・法人利用の申込(郵送)
- ・ID・パスワードでログイン
- ・利用メンバーの登録



本社(代表者)と支社(事業所)が
登記簿データを確認・照会できる

いずれも、郵便で申請書類をやりとりする手続きがあり、
本社(代表者)と支社(事業所)ごとに、IDやパスワードなどの情報を
管理していくので、一緒に進めるのがスムーズで効率的。

2-3.NGポイント

利用者IDを取るところで、スタッフ個人がメールアドレスやパスワードを設定すると、情報漏洩の元になる。

登記情報提供サービスでのアカウント分類

〈管理者ID〉

- ・本社(代表者)が法人利用の郵送申込をして取得する
- ・管理者は、基本的な法人情報や支払、利用者の情報を管理する

〈利用者ID〉

- ・管理者がWEBサイトで、利用者の情報を入力して取得する
- ・利用者は、登記簿データの確認・照会ができる(※管理者IDではできない)

本社で管理

本社(代表者)と支社(事業所)ごとに利用者IDの設定

利用者ID
:本社(代表者)

利用者ID
:支社(事業所)

・それぞれでIDやメールアドレス、パスワードなどを設定する。
※会社が設定するものであれば管理できるが、**個人がメールアドレスやパスワードを設定してしまうと、情報漏洩のリスクになる。**

2-4. 解決ポイント

そのため組織全体で登記簿IDの管理表を作成して、本社（代表者）と支店（事業所）ごとの情報を管理していきましょう。

登記簿IDの管理表

登記簿データの管理者IDと利用者ID 管理表

分類	管理者ID：代表者（本社）					利用者ID：事業所（支店）				
項目	ID	氏名	パスワード	メールアドレス	その他の備考	ID	氏名	パスワード	メールアドレス	その他の備考
備考	半角英数字等で8文字程度	管理者IDの氏名	半角英数字等で8文字以上	会社代表のメールアドレス	（補足やメモなど）	半角英数字等で8文字程度	利用者IDの氏名	半角英数字等で8文字以上	事業所ごとのメールアドレス	（補足やメモなど）
事業所No1										
事業所No2										
事業所No3										
事業所No4										
事業所No5										
事業所No6										
事業所No7										
事業所No8										
事業所No9										
事業所No10										

この部分は本社（代表者）のみの扱いに注意

この部分は支店（事業所）ごとに分けた扱いに展開

※管理者IDの情報は、**本社(代表者)のみの扱いに注意！**

※FC店やのれん貸し店のケースでは、**運営する法人ごとに展開**して管理する。

※200事業所以上の大型グループ店では、**別枠の対応が必要**になる。

2-5.具体的な操作手順①②③

「登記簿データ」の手続きや詳しい内容を確認していきましょう。
(ここからは操作手順ごとに、3分で分かる動画で紹介します)

- ①書類の郵送申請
- ②管理者IDのログイン
- ③利用者IDの展開
- ④登記簿データの確認・照会

後日、YouTubeにも動画アップします
youtube.com/@kaigokensaku-net

先行自治体「神戸市」より取り組みを紹介

電子申請をいち早く導入して、その案内や説明を丁寧に行った、「神戸市」の取り組みを紹介します。

『電子申請のトリセツ』

「e-KOBE」と連動した
神戸市のDX戦略の
ストーリー

Digital
Transformation

市スマート申請システム

便利に。
簡単に。

市がインターネットで行えます。
市役所をもっと便利に。もっと簡単に。

2024年5月速報版



公表システム・サポート
kaigokensaku.net

Vol.01

出典：神戸市ホームページより引用・編集

先行自治体「神戸市」より取り組みを紹介

先行する自治体から制度改正の体験や事例として、次のようなテーマ・内容をおうかがいする予定です。

- **まず導入：導入時の業務フロー見直し、条例改正の法務対応、システム対応は**
- **案内/説明：介護事業所へ案内・説明した内容は**
- **その反応：介護事業所から意見や対応は**

|| これから電子申請する方へ

3つのサポート メニューをご紹介します



公表システム・サポート
kaigokensaku.net

セミナー（勉強会）の開催

参加者
特典

次回セミナーはシリーズのファイナルとして、ステップ3：事業所情報の入力や変更などを解説します。

《セミナー》



ファイナル(第3回・7月)

- ・日時: 7月26日(金) 15:00 ~ 16:30
- ・方法: 会場・オンラインでのセミナー
- ・参加: 無料(事前の申込制)
- ・ゲスト: 若山 克彦さん[介護のお兄さん]



介護流『電子申請のすゝめ』セミナー

3つステップに分けて、抑えるべきポイントや留意点など、解説(3回シリーズ開催)

- ・ステップ1 GビズIDの取得
- ・ステップ2 登記簿データの取得
- ・ステップ3 事業所情報の入力や変更など

セミナー申込はこちら



ポータルサイト（SNS）の発信

電子申請の制度や手続き、関連するトピックスや参考事例など、事業所・自治体さんの目線で、分かりやすく情報提供します。

《ポータルサイト》



ポータルサイト「公表システム・サポート」

・URL: <https://www.kaigokensaku.net/>

公表システム・サポート



《LINE公式アカウント》



LINE公式アカウント「公表システム・サポート」

・LINE ID: @kaigokensaku

公表システム・サポート



自治体サポート・プラン（9月ごろより）

行政が抱える課題を民間からサポートする、公民連携で電子申請をサポートするプランを予定しています。

〔自治体に向けたガイダンス情報〕

まず電子申請の制度や手続きについて、自治体の目線でスムーズに導入・運用などができるようにガイダンス

〔事業所へ案内するアナウンス情報〕

続いて電子申請の新たな制度や手続きについて、自治体から介護事業所へ案内するアナウンス

〔エンジニアによるシステム対応の補助〕

行政ネットワークと連携するシステム対応を補助する情報も「**API連携とJSONファイルの出力**」



『電子申請のトリセツ』

自治体サポート
・プラン

介護業界のデータ化を支援する

「公表システム・サポート」



ご清聴ありがとうございました